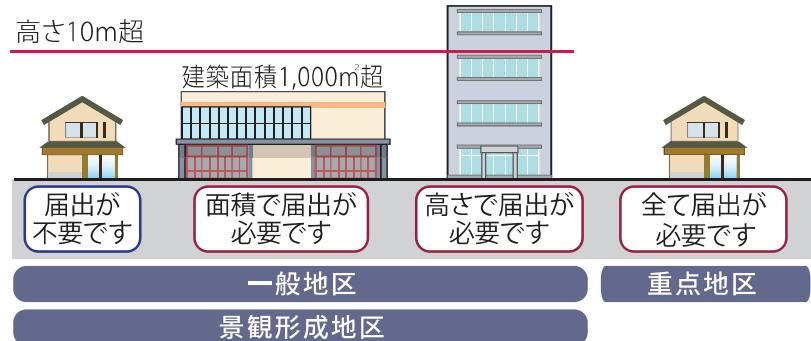


### 届出を要する行為と規模

届け出を要する行為と規模は次のとおりです。

重点地区においては、規模にかかわらず、次の行為について届出が必要です。



| 届出を要する行為  |   | 規模  |
|---|---|---|
| 建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更   |   | 高さが10mを超えるもの又は建築面積が1,000m <sup>2</sup> を超えるもの                                   |
| 工と<br>なる<br>物の<br>新設、<br>改<br>築若<br>しくは<br>模<br>様<br>替又<br>は<br>色<br>の<br>変<br>更<br>外<br>觀<br>を<br>變<br>更<br>す<br>る<br>こ<br>と | ① 煙突（支柱及び支線があるものについては、これらを含む。）<br>その他これに類するもの     | 高さが10mを超えるもの  |
|   | ② 架空電線路用の鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの            | 高さが30mを超えるもの  |
|   | ③ 鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの<br>(②に掲げるものを除く。)  | 高さが10mを超えるもの  |
|   | ④ 装飾塔、記念塔その他これらに類するもの（屋外広告物及び屋外広告物を掲出する物件を除く。）    |   |
|   | ⑤ 高架水槽、サイロ、物見塔その他これらに類するもの                        | 高さが5mを超え、かつ、長さが10mを超えるもの  |
|   | ⑥ 擁壁、さく、塀   |   |
|   | ⑦ ウォーターシュート、コースター、メリーゴーラウンド、観覧車<br>その他これらに類する遊戯施設 | 高さが10mを超えるもの  |
|   | ⑧ アスファルトプラント、コンクリートプラント、クラッシャープラントその他これらに類するもの    | 高さが10mを超えるもの又は建築面積が1,000m <sup>2</sup> を超えるもの                                   |
|   | ⑨ 自動車車庫の用途に供するもの                                  |   |
|   | ⑩ 汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設の用途に供するもの                    |   |
|   | ⑪ 太陽光発電設備   | 建築物の上端から当該工作物の上端までの高さが5mを超え、かつ、地盤面から当該工作物の上端までの高さが10m（②に掲げるものにあっては30m）を超えるもの    |
|   | ⑫ ①から⑪に掲げる工作物のうち、建築物と一体となって設置されるもの                |   |
|   | ⑬ ①から⑫のほか市長が必要と認める工作物                             | 高さが10mを超えるもの又は建築面積が1,000m <sup>2</sup> を超えるもの                                   |
| 開発行為（都市計画法第4条第12項に規定する開発行為）   |   | 行為に係る土地の面積が3,000m <sup>2</sup> を超えるもの又は行為に伴い生ずる擁壁又はのり面の高さが5mを超え、かつ、長さが10mを超えるもの |
| 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更   |   | 行為に係る土地の面積が3,000m <sup>2</sup> を超えるもの又はその高さが5mを超えるもの                            |
| 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積  |   | 行為に係る土地の面積が3,000m <sup>2</sup> を超えるもの又はその高さが5mを超えるもの                            |

※増築・改築などを行った後の建築物等の規模が、各欄に定めている規模を超えていた場合は、届出が必要となります。

### 特定届出対象行為

景観法第17条第1項に規定する条例で定める特定届出対象行為は、次に掲げる行為とします。

なお、特定届出対象行為の形態意匠のみが景観法第17条第1項及び第5項に基づく変更命令等の対象となります。

- 建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更
- 工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更

## 届出を要しない行為と規模

届出を要しない行為は次のとおりです。

○建築物、工作物、屋外における土石・廃棄物・再生資源その他の物件の堆積

| 届出の対象外となる行為   |
|---|
| 地下に設ける建築物の建築等又は工作物の建設等  |
| 建築物の増築又は改築で、行為に係る床面積が10m <sup>2</sup> 以下のもの又は外観を変更することとならないもの（重点地区を除く）    |
| 建築物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更で、行為に係る面積が10m <sup>2</sup> 以下のもの（重点地区を除く） |
| 仮設の建築物の建築等  |
| 工作物の増築又は改築で、行為に係る築造面積が10m <sup>2</sup> 以下のもの（重点地区を除く）                     |
| 工作物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更で、行為に係る面積が10m <sup>2</sup> 以下のもの（重点地区を除く） |
| 仮設の工作物の建設等  |
| 存続期間が90日を超えない屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積                                   |

○法令（条例を含む。）の規定に基づき、許可若しくは認可を受け、又は届け出て行う行為等

| 届出の対象外となる許可・認可を受け、又は届け出た行為   |
|--|
| 文化財保護法第43条第1項、第125条第1項の許可、第81条第1項の届出、第167条第1項第6号の行為の通知、第168条第1項第1号の行為の同意、文化財保護法施行令第4条第2項の許可、第5項の協議 |
| 屋外広告物法第4条又は第5条の規定に基づく条例の規定に適合する屋外広告物の表示又は屋外広告物を掲出する物件の設置   |
| 森林法第10条の2第1項、第34条第2項の許可を受けて行う行為  |
| 自然公園法第10条第1項から第3項、第16条第1項から第3項の公園事業の執行、第20条第3項、第21条第3項、第22条第3項の許可を受けて行う行為、第68条第1項の協議に係る行為          |
| 砂利採取法第16条の認可を受け、河川法第25条又は農地法第4条第1項若しくは第5条第1項の許可（一時的な利用に限る。）を受けて行う行為                                |
| 三重県立自然公園条例第9条第1～3項の公園事業の執行   |

○その他景観法第16条第7項に掲げる行為